

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により次のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和7年3月6日

和歌山県知事 岸 本周 平

1 契約の内容

令和7年度わかやま県議会だより点字版の印刷発行業務  
（詳細については別添仕様書のとおり）

2 契約相手方の決定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定されている、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設で、和歌山県内にある施設のうち、受託を希望する者から見積書を提出させ、予定価格の範囲内で最低価格であった者を相手方とする。

3 契約の相手方の決定日

令和7年4月1日

4 契約の相手方の選定基準

上記2に規定する者で県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

5 見積書等の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和7年3月21日 午後3時

(2) 提出場所

和歌山市小松原通1-1 県庁北別館2階

和歌山県議会事務局総務課

電話 073-441-3560

6 その他

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

(2) 発注（契約の締結）と関係予算の成立

この発注（契約の締結）は、当該発注（契約）に係る令和7年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該発注は無効とする。

問い合わせ先

和歌山県議会事務局総務課 上野

電話 073-441-3560 FAX 073-441-3559

## 見積書等に関する説明事項

### 1 見積方法等について

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。  
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 消費税を除く金額を見積書に記載すること。また当該業務は消費税の非課税取引に該当するため見積書の金額をもって契約金額とする。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合その名称又は商号）及び業務内容を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### 2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

### 3 その他の提出書類

- (1) 校正作業についての計画書を見積書とともに提出すること。  
※校正者の経験実績や校正体制等を記載し、校正能力がある根拠を示すこと。  
様式は自由
- (2) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でない証明書を見積書とともに提出すること。

### 4 契約の相手方決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち最低の価格をもって上記2に該当しない有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の見積金額を提示した者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。  
なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。